

宗像市就学指導委員会 委員名簿 (案)

任期：平成26年6月1日～平成27年5月31日

| 区分 | 氏名 | 新任・再任 | 所 属 |
|----------------------|--------|-------|-------------------------|
| 知識経験を有する者 | 太田 富雄 | 再任 | 福岡教育大学 教授 |
| | 樋口 貴文 | 再任 | ひぐちこどもクリニック院 医師 (宗像医師会) |
| | 宮原 道生 | 再任 | 宮原小児科医院 医師 (宗像医師会) |
| | 川原 淳一 | 新任 | 福岡県立古賀特別支援学校主任教諭 |
| 宗像市立学校の校長の代表 | 後藤 正弘 | 新任 | 自由ヶ丘小学校 校長 |
| | 福田 智治 | 新任 | 日の里東小学校 校長 |
| | 高田 英也 | 再任 | 河東西小学校 校長 |
| | 木部 里美 | 再任 | 日の里西小学校 校長 |
| | 岩村 一彦 | 再任 | 自由ヶ丘中学校 校長 |
| | 北岡 隆博 | 新任 | 日の里中学校 |
| 宗像市立学校の特別支援学級担当教諭の代表 | 水崎 智津子 | 再任 | 城山中学校 教諭 |
| | 新島 まり | 再任 | 東郷小学校 教諭 |
| 指導主事 | 正路 澄代 | 再任 | 教育政策課 指導主事 |
| その他教育委員会が必要と認める者 | 川口 由子 | 新任 | 自由ヶ丘小学校通級指導教室 教諭 |
| | 宮崎 伸子 | 新任 | 中央中学校通級指導教室 教諭 |
| | 松本 弘子 | 再任 | 発達支援センター 保健師 |
| | 渡邊 慈香 | 再任 | 発達支援センター 作業療法士 |
| | 新塘 元哉 | 再任 | 療育施設のぞみ園 指導員 |

旧任 任期：平成25年6月1日～平成26年5月31日

| 区分 | 氏名 | 所 属 |
|------------------|--------|------------------|
| 知識経験を有する者 | 乾 弘幸 | 福岡県立古賀特別支援学校 教諭 |
| 宗像市立学校の校長の代表 | 大庭 多美枝 | 自由ヶ丘小学校 校長 |
| | 寺本 正治 | 吉武小学校 校長 |
| その他教育委員会が必要と認める者 | 吉田 倫代 | 自由ヶ丘小学校通級指導教室 教諭 |
| | 石井 理恵 | 中央中学校通級指導教室 教諭 |

○宗像市就学指導委員会規則

平成17年3月25日

教育委員会規則第4号

改正 平成18年3月31日教委規則第3号

平成19年4月20日教委規則第3号

平成19年12月26日教委規則第6号

平成21年12月24日教委規則第5号

平成24年5月23日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市就学指導委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 宗像市立学校の校長の代表
- (3) 宗像市立学校の特別支援学級担当教諭の代表
- (4) 指導主事
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(平18教委規則3・平19教委規則3・平24教委規則7・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が不在の場合は、教育長が委員会を招集できるものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(出席の要求)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(平19教委規則6・平21教委規則5・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月20日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月26日教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月24日教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月23日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。